

# 胎内市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

（単位：人、千円、％）

住民基本台帳人口 （令和5年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考） 2年度人件費率
27,718	19,534,767	1,103,324	2,922,877	15.0	15.7

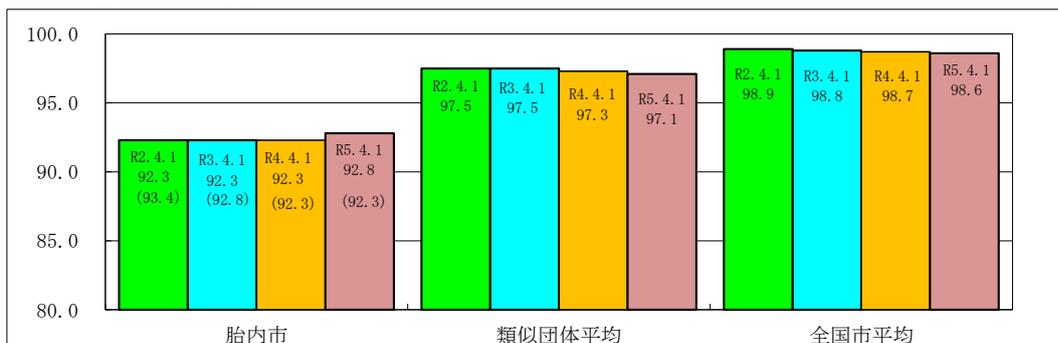
### (2) 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

（単位：人、千円）

職員数 A	給与費				計 B	（参考）1人当たり 給与費 B/A	（参考）類似団体 平均一人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当				
311	1,120,154	161,943	435,282		1,717,379	5,522	5,780

- （注） 1 職員数については、令和4年4月1日における普通会計関係の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員は含まれていません。  
 2 職員手当には、退職手当は含まれていません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- （注） 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。  
 （補正前のラスパイレス指数×（1+胎内市の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出しています。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

#### ① 給料表の見直し

〔実施〕・未実施〕

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日  
 （実施内容）行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。高齢層については、国の見直し内容を踏まえ、最大4.4%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。  
 他の給料表（医療職を除く。）については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

#### ② 地域手当の見直し

胎内市は国の基準で非支給地であるため、地域手当は支給していません。  
 ただし、東京都特別区に勤務する職員に対する地域手当は、国と同じ基準で支給します。

#### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。（平成27年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

（単位：歳、円）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
胎内市	42.5	301,644	361,032	322,903
新潟県	44.3	327,453	404,167	354,822
国	42.4	322,487	—	404,015
類似団体平均	41.9	311,083	366,040	335,141

- (注) 1 一般行政職は、地方公務員給与実態調査上の区分で、全職種のうち税務職、医師職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、企業職、技能労務職、教育職を除いた職種です。
- 2 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

#### ② 技能労務職

（単位：歳、人、円）

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
胎内市	51.5	31	317,865	342,612	334,511	—	—	—	—
うち技能員 (用務員)	54.1	13	328,500	344,745	343,566	用務員	49.1	241,700	1.43
うち自動車 運転員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟県	55.8	330	326,842	359,313	339,920	—	—	—	—
国	51.2	1,941	286,942	—	329,178	—	—	—	—
類似団体平均	51.7	9	308,660	332,070	321,379	—	—	—	—

(注) 技能労務職のうち自動車運転員は、令和4年度に在籍した職員が1人または、いないため掲載しておりません。

区分	参 考		
	年取ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
胎内市	—	—	—
うち技能員 (用務員)	5,708,468	3,253,900	1.75
うち自動車 運転員	—	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成31～令和3年の3ヶ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 民間の類似職種のうち「用務員」は全国平均値、「自家用自動車運転者」は新潟県の平均値です。
- 4 年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 5 技能労務職のうち自動車運転員は、令和4年度に在籍した職員が1人または、いないため掲載しておりません。

#### ③ 福祉職（保育士ほか）

（単位：歳、円）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
胎内市	42.7	291,227	316,948	304,747
国	44.2	337,885	—	387,943
類似団体平均	38.8	281,387	306,737	293,365

### (2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：円）

区分	胎内市	新潟県	国	
一般行政職	大学卒	185,200	191,700	185,200
	高校卒	154,600	158,900	154,600
技能労務職	高校卒	151,900	156,800	—
	中学卒	140,000	143,800	—

(注) 1 初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

（単位：円）

区分	経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒注2 254,733	316,420	注2 339,260	375,300
	高校卒注2 218,580	注2 281,886	314,775	注2 355,800
技能労務職	高校卒 該当者なし	該当者なし	注2 292,333	注2 310,550
	中学卒 該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

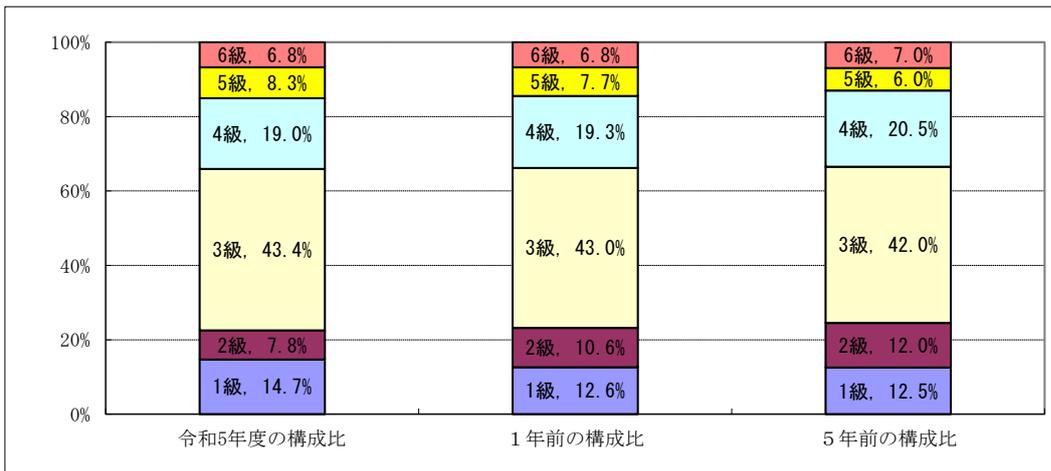
(注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験等がある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加工した年数をいいます。  
 2 当該経験年数毎の該当者が3人以下のため、近似経験年数のデータとなっています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

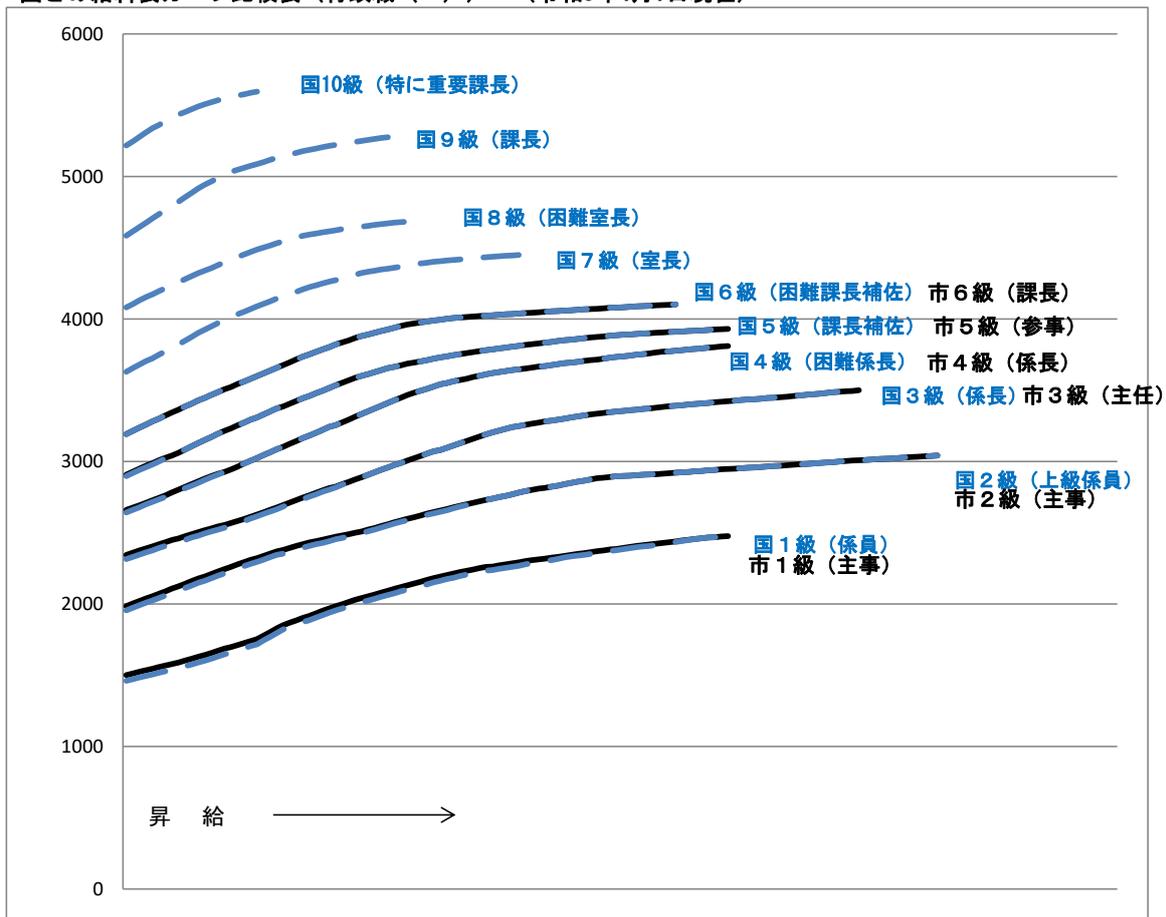
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長、事務局長	14人	6.8%	319,200	410,200
5級	参事	17人	8.3%	290,700	393,000
4級	係長、主査	39人	19.0%	266,000	381,000
3級	主任	89人	43.4%	234,400	350,000
2級	主事、技師	16人	7.8%	198,500	304,200
1級	主事、技師	30人	14.7%	150,100	247,600

(注) 1 胎内市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（胎内市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）	/	○	/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

胎内市	新潟県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,388千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,584千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 1.95月分 (1.35月分) (0.95月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 1.95月分 (1.35月分) (0.95月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。  
2 公営企業職員は含みません。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（胎内市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）	/	○	/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

胎内市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
1人当たり 平均支給額	2,877 千円	19,713 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した公営企業職員を除く全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

4年度決算	支給実績	209千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	599円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	39.0%
	手当の種類（手当数）	2

(注) 診療所医師に対するものを含みません。

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫業務	なし	290円/日
		家畜伝染病防疫業務	207千円	380円/日
行旅病人等収容手当	行旅病人救護、埋葬等に従事する職員	行旅病人救護、埋葬業務	2千円	行旅病人 290円/回 行旅死亡人 1,000円/回
診療所勤務医師手当	診療所に勤務する医師	診療業務	なし	200,000円/月
研究手当	診療所に勤務する医師	診療技術研究業務	なし	30,000円/月
往診手当	診療所に勤務する医師	往診業務	なし	50,000円/月

(注) 公営企業職員を含みません。

(4) 時間外勤務手当

令和4年度 決算	支給実績	93,361千円
	職員1人当たり平均支給年額	298千円
令和3年度 決算	支給実績	76,376千円
	職員1人当たり平均支給年額	262千円

(注) 1 時間外勤務手当には休日給（休日勤務手当）を含みます。

2 公営企業職員を含みません。

3 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各支給実績年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(5) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国	国の制度と異なる内容	令和4年度決算	
				支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	・ 配偶者、父母等 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 子（16歳年度初め～22歳年度末） 加算 5,000円	同	—	33,572千円	231,533円
住居手当	・ 借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている場合、家賃額に応じて 最高 27,000円	異	国は月額16,000円を超える家賃を支払っている場合、家賃額に応じて 最高 28,000円	14,587千円	270,124円
通勤手当	・ 電車、バス利用者 55,000円 ・ 自動車等（交通用具）利用者 2,000～31,600円	同	—	13,999千円	61,398円
管理職手当	・ 総務課長、総合政策課長、財政課長、 農林水産課長、商工観光課長、生涯学習課長 40,000円 ・ 会計管理者、上記 6 課長以外の課長、 事務局長 35,000円 ・ 診療所長 50,000円 ・ 管理指導主事 40,000円 ・ 行政職給料表 6 級の指導主事 35,000円	異	国は役職に応じて 最高 139,300円	7,560千円	444,706円
宿日直手当	観光宿泊施設等の宿直勤務に従事した職員 4,400円	同	—	0千円	0円
初任給調整手当	医師の人材確保のための手当 414,800円	同	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員（診療所長は除く。）が臨時又は緊急の必要等により次の勤務をした場合に支給 ・ 週休日又は休日等に勤務した場合 1回 10,200円 （ただし、6時間を超える場合は150/100） ・ 週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間で あって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 1回 5,100円	異	国は役職に応じて ・ 週休日又は休日等 最高 18,000円 ・ 週休日又は休日等 以外の日 最高 6,000円	525千円	47,755円
地域手当	民間賃金水準の高い地域に勤務する職員に対し、給与水準を調整するために支給する 東京都特別区・・・給料月額20%	異	支給対象地域を東京都特別区に限定	0千円	0円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までにおいて胎内市に在職する職員 世帯等の区分に応じて 月額7,360円～17,800円	同	—	19,902千円	63,182円

(注) 公営企業職員を含みません。

## 5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
		類似団体における最高／最低額	
給料	市長	815,000円	926,000円 / 637,000円
	副市長	635,000円	775,000円 / 571,000円
	教育長	564,000円	(資料なし)
報酬	議長	365,000円	505,000円 / 328,000円
	副議長	301,000円	450,000円 / 285,000円
	議員	275,000円	420,000円 / 270,000円
期末手当	市長 副市長 教育長 議長 副議長 議員	(令和4年度支給割合) 6月期 1.65 月分 12月期 1.60 月分 3.25 月分	
退職手当	市長 副市長 教育長	815,000円×在職月数×44% (任期満了時) 635,000円×在職月数×26% (任期満了時) 564,000円×在職月数×20% (任期満了時)	

(注) 1 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
2 類似団体における最高／最低額については、令和4年4月1日現在の数値です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

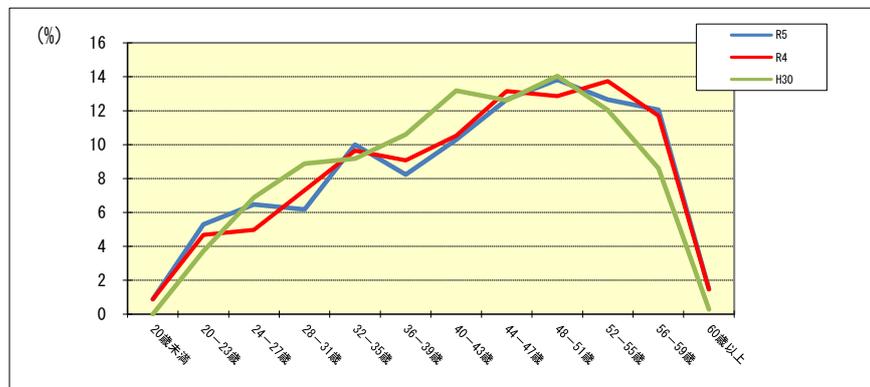
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数(人)			主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年	増減		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	育休・休職復帰による人員減等 民間委託等 豪雨災害による復旧事務等にかかる人員の増 業務見直し
		総務	61	60	▲1	
		税務	17	17	0	
		民生	86	77	▲9	
		衛生	30	30	0	
		農林水産	27	30	3	
		商工	14	15	1	
		土木	19	19	0	
	計	257	251	▲6	<参考>人口1万当たり職員数 90.55人 (類似団体の人口1万当たり職員数 77.05人)	
	教育部門	54	56	2	業務見直し	
小 計	311	307	▲4	<参考>人口1万当たり職員数 110.76人 (類似団体の人口1万当たり職員数 100.65人)		
会公 計営 部企 門業 等	水道	11	12	1	育休による人員補充	
	下水道	5	6	1	育休による人員補充	
	その他	15	15	0		
	小 計	31	33	2		
合 計		342	340	▲2	<参考>人口1万当たり職員数 122.66人	
		[412]	[412]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 合計欄[ ]内の数値は、条例定数の合計です。  
3 水道には簡易水道事業を含んでいます。

### (2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

区分	職員数(人)
20歳未満	3
20～23歳	18
24～27歳	22
28～31歳	21
32～35歳	34
36～39歳	28
40～43歳	35
44～47歳	43
48～51歳	47
52～55歳	43
56～59歳	41
60歳以上	5
合計	340



### (3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		262	261	264	259	257	251	▲ 11 (▲ 4.2%)
教育		58	55	51	52	54	56	▲ 2 (▲ 3.5%)
普通会計		320	316	315	311	311	307	▲ 13 (▲ 4.1%)
公営企業等会計		29	29	30	30	31	33	4 13.8
総合計		349	345	345	341	342	340	▲ 9 (▲ 2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算（令和4年度決算）

（単位：千円、％）

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
533,856	124,330	56,530	10.6	9.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 12,612千円は含まれていません。（単位：人、千円）

職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
12	38,234	3,558	14,647	56,439	4,703

(注) 1 職員数については、令和5年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含みますが、会計年度任用職員は含まれていません。

2 職員手当には、児童手当を含み、退職手当は含まれていません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

#### イ 特記事項

特になし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
胎内市	45.2	307,578	450,885
全国団体平均	44.2	358,409	568,568

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 全国団体平均については、令和4年4月1日現在の市町村の数値で、政令指定都市を除きます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

胎内市（水道事業）		国	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,465千円		—	
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.35月分)	勤勉手当 1.95月分 (0.95月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35月分)	勤勉手当 2.00月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

胎内市（水道事業）			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
1人当たり 平均支給額	— 千円	— 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員が1人または、いないため掲載しておりません。

##### ウ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

制度なし

##### エ 時間外勤務手当

令和4年度 決算	支給実績 職員1人当たり平均支給年額	836千円 119千円
令和3年度 決算	支給実績 職員1人当たり平均支給年額	896千円 128千円

(注) 1 時間外勤務手当には休日給（休日勤務手当）を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各支給実績年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

##### オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	令和4年度決算	
		支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	公営企業職員以外の職員と同様	793千円	132,200円
住居手当	公営企業職員以外の職員と同様	501千円	250,400円
通勤手当	公営企業職員以外の職員と同様	304千円	43,500円
管理職手当	公営企業職員以外の職員と同様	420千円	420,000円
寒冷地手当	公営企業職員以外の職員と同様	703千円	70,300円